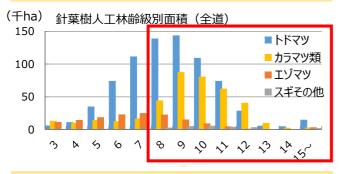
北海道森林づくり基本計画の概要

1. 本道の森林・林業・木材産業の現状と課題

利用期を迎えた人工林 (カラマツ8割、トドマツ6割)



進みつつある森林資源の循環利用



木材需要量と道産木材自給率



【現状と課題】

- 〇森林資源・木材需給の状況
 - ・戦後植林された人工林が利用期を迎えている
 - ・道産木材の自給率は6割近くまで上昇
- 〇林業・木材産業に対する期待の高まり
 - ・CLTや木質バイオマス利用など新たな木材利用が進展
- ○林業事業体及び林業労働者の状況
 - ・林業労働災害の発生頻度は、他産業に比べて高い状況
 - ・造林や種苗など森林づくりの担い手不足
- ○道民理解の醸成等
 - ・森林づくりなどに対する関心の高まり

北海道森林づくり条例の改正(H28.3)

「森林資源の循環利用の推進」、「木育の推進」を柱に条例改正

2. 計画の基本方向

北海道森林づくり条例の基本理念

地域の特性に応じた森林づくり

林業及び木材産業等の 健全な発展

道民との協働による 森林づくり 新たに2つの基本方向を設定条例の基本理念を踏まえつつ、

施策推進の基本的な方向

森林資源の循環利用の推進

「植えて、育てて、伐って使って、また植える」のもと、 計画的な森林の整備・保全を進め、森林の持つ多面 的機能の発揮と林業・木材産業の健全な発展を実現

下支え

木育の推進

企業やNPOなどの民間、教育関係機関など多様な 主体と連携した木育活動に加えて、子育て世代や森 林への関心の薄い層などへの木育活動を進めること により、道民との協働による森林づくりを実現

3. 主な施策の推進方向

(1) 森林資源の循環利用の推進

着実な再造林 「また植える」取組である伐採後の着実な再造林を実施

- ・市町村の林地台帳の整備・活用に対する支援
- ・クリーンラーチなどの優れた苗木の増産、民間採種園整備に対する支援
- ・造林、下刈りに係る作業の効率化・軽労化
- ・エゾシカなどによる森林被害への対策

原木の安定的な供給体制の構築 計画的な伐採を進め、木材供給力を向上

- ・森林施業プランナーによる森林施業の集約化
- ・高性能林業機械と路網の組み合わせによる作業システム導入促進

林業事業体の育成

森林づくりを担う人材の育成・確保や 経営体質の強化により林業事業体を育成

- 労働安全生成管理に努める健全な林業事業体を育成
- ・地域の関係者が参画するネットワークづくりによる造林等の人材の育成・確保
- ・経営改善セミナー実施などによる林業事業体の経営力の向上
- 林業大学校など人材育成機関の設立に向けた検討

地域材の利用の促進

様々な分野で地域材の需要拡大・創出 木材加工流通体制の整備

- ・道産CLTの需要の創出と供給体制の整備
- ・公共建築物の木造化・木質化や民間事業所等への普及促進
- ・木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- ・生産規模に応じた加工・流通体制の整備



造林作業の 軽労化検討会



高性能林業機械による 低コスト林業



農業高校生に対する 業界セミナー



道産CLTによる モデル施設

<長期指標>

■育成単層林・育成複層林・天然生林別の森林面積

木材の安定供給など森林の多面的機能の発揮を図るため、森林を3つに区分し、誘導していく目標面積を設定

■森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量

道民生活への木材・木製品の定着を目指すため、 木材利用の目標量を設定

区分	H27	H48目標
育成単層林	1,434千ha	<u>1,345千ha</u>
育成複層林	709千ha	<u>840千ha</u>
天然生林	3,398千ha	<u>3,356千ha</u>

396万㎡(H26) \Rightarrow **600**万㎡(H48)

(2)木育の推進

木育マイスターと連携した木育活動

・木育マイスターの育成・指導力の向上を図り、 ニーズにあった木育活動を実施

子育て世代とその子どもに対する木育活動

・児童・生徒の夏休み期間に道民の森等を活用し、重点的な木育活動を実施





森林や木材とのふれあいの機会の確保

<長期指標>

■木育に関心がある道民の割合

道民への木育の浸透を図るため、関心のある道民の割合を目標と 40%(H28※認知度) → 80% (H48) して設定

森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を加速